

古河市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 3 年度 の人件費率
4 年度	人 140,959	千円 55,779,166	千円 2,582,937	千円 7,234,161	% 13.0	% 12.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

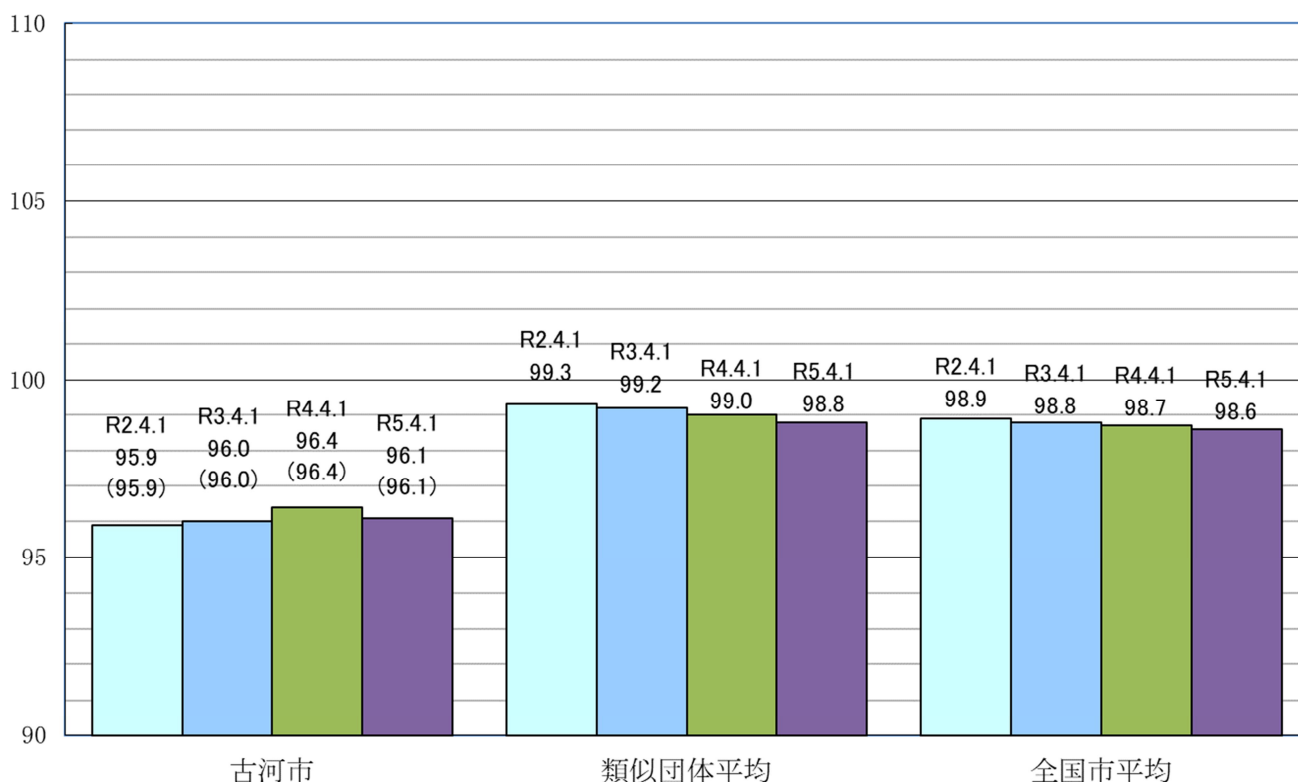
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当 たり給与費 B / A	(参考) 類似 団体平均一 人当たり給 与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4 年度	人 780	千円 2,972,820	千円 569,716	千円 1,162,055	千円 4,704,591	千円 6,032	千円 5,989

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

初任給等は引下げなし、50歳代後半層は最大4%引下げ。

激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

（支給割合）国基準6%に対し、古河市においても6%を支給。

（参考）

	平成28 年度の 支給割 合	平成29 年度の 支給割 合	平成30 年度の 支給割 合	令和元 年度の 支給割 合	令和2 年度の 支給割 合	令和3 年度の 支給割 合	令和4 年度の 支給割 合	令和5 年度の 支給割 合
国基準による 支給割合	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
古河市の 支給割合	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（5年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
古河市	43.4歳	314,800円	392,900円	359,200円
茨城県	41.9歳	321,109円	406,140円	363,632円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	42.4歳	317,992円	397,290円	353,521円

② 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
古河市	54.9 歳	6 人	282,300 円	313,100 円	303,700 円	—	— 歳	— 円	—
うち用務員	59.0 歳	2 人	264,450 円	298,367 円	293,817 円	用務員	49.1 歳	241,700 円	1.23
うちその他	52.9 歳	4 人	291,150 円	320,438 円	308,619 円	調理師	48.0 歳	241,400 円	1.33
茨城県	57.4 歳	148 人	303,005 円	348,220 円	328,216 円	—	— 歳	— 円	—
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	— 円	329,178 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	53.6 歳	39 人	311,898 円	346,859 円	326,774 円	—	— 歳	— 円	—

区 分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
古河市	— 円	— 円	—
うち用務員	4,990,019 円	3,253,900 円	1.53
うちその他	5,195,750 円	3,194,600 円	1.63

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（令和2年～令和4年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※区分の欄の「古河市」の「うちその他」は、保育所給食員です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（５年４月１日現在）

区 分		古 河 市	茨 城 県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200円	191,700円	185,200円
	高 校 卒	150,600円	158,900円	154,600円
技能労務職	高 校 卒	147,900円	156,800円	—
	中 学 卒	132,300円	147,700円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（５年４月１日現在）

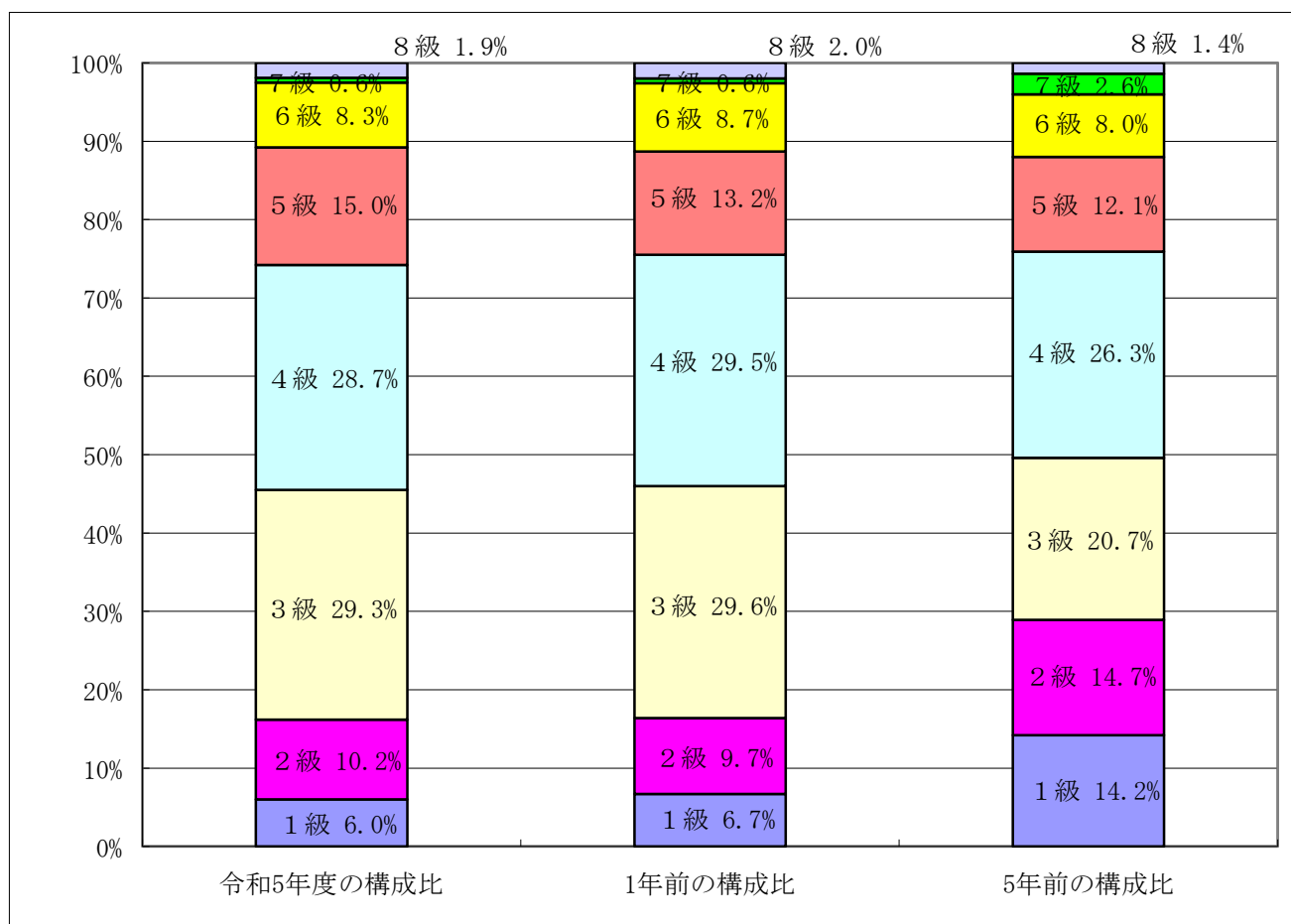
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	266,700円	353,800円	377,800円	394,300円
	高 校 卒	231,100円	312,000円	356,400円	368,400円
技能労務職	高 校 卒	—	—	290,700円	292,500円
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

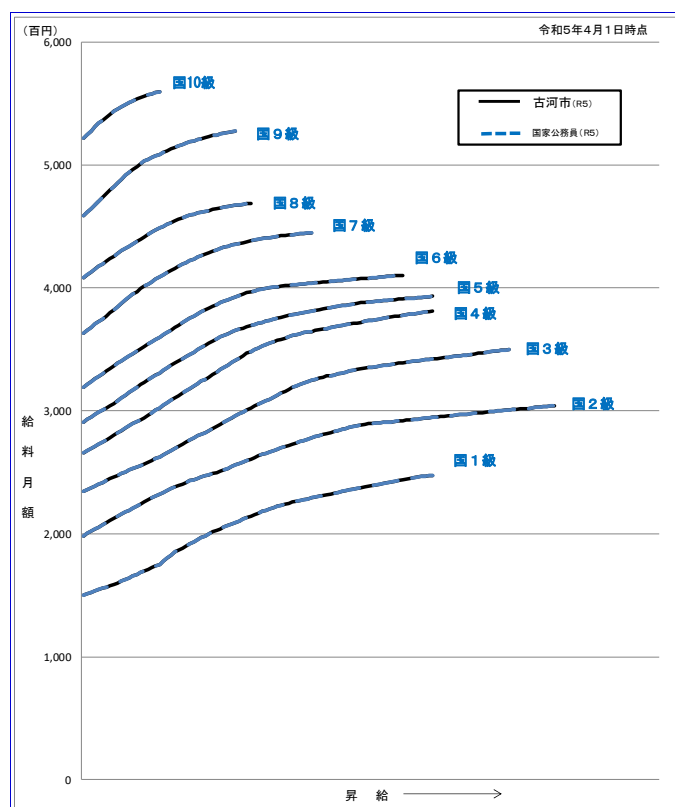
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（５年４月１日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	定型的な業務を行う主事、技師、主事補、技師補	40人	6.0%	150,100円	247,600円
2 級	高度な知識または経験を必要とする主事、技師	68人	10.2%	198,500円	304,200円
3 級	主 幹	195人	29.3%	234,400円	350,000円
4 級	係 長 主 査	191人	28.7%	266,000円	381,000円
5 級	課 長 補 佐	100人	15.0%	290,700円	393,000円
6 級	課 長 副 参 事	55人	8.3%	319,200円	410,200円
7 級	副 部 長	4人	0.6%	362,900円	444,900円
8 級	部 長 理 事	13人	1.9%	408,100円	468,600円

- （注） 1 古河市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（古河市）

令和５年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		○
ロ．人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

古 河 市	茨 城 県	国
1人当たり平均支給額（４年度） 1,486千円	1人当たり平均支給額（４年度） 1,686千円	—
（４年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 （ 1.35）月分 （ 0.95）月分	（年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.90月分 （ 1.35）月分 （ 0.90）月分	（４年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 （ 1.35）月分 （ 0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 ５～１５％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 ５～２０％ ・管理職加算 １５～２５％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 ５～２０％ ・管理職加算 １０～２５％

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（古河市）

令和５年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）			○		○
ロ．人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（５年４月１日現在）

古 河 市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率２～２０％）			定年前早期退職特例措置（割増率２～４５％）		
１人当たり平均支給額 13,248千円					

（注） 退職手当の１人当たり平均支給額は、４年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（５年４月１日現在）

支 給 実 績（４年度決算）			203,939千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）			241千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）	
古河市内全域	6％	845人	6％	

(4) 特殊勤務手当（５年４月１日現在）

支給実績（４年度決算）	7,606千円
支給職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）	47千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（４年度）	18.4％
手当の種類（手当数）	9

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
1 医師手当	各医療施設を総括する医師	各医療施設の総括	3,480千円	1日につき15,000円（1月の上限は300,000円）
2 社会福祉業務手当	社会福祉の現業又は指導監督に関する業務に従事する職員	社会福祉の現業又は指導監督に関する業務に従事する職員が専ら当該業務に従事するとき	1,124千円	1日につき150円（1月の上限は3,000円）
3 保育業務手当	保育所において専ら保育業務に従事する保育士	保育士が保育所において専ら保育業務に従事するとき	1,414千円	1日につき150円（1月の上限は3,000円）
4 心身障がい児(者)訓練介助手当	心身障がい児(者)の社会適応又は心身障がい者の社会就労に関する訓練及び介助業務に従事する職員	心身障がい児(者)の社会適応又は心身障がい者の社会就労に関する訓練及び介助業務に従事する職員が専ら当該業務に従事するとき	278千円	1日につき150円（1月の上限は3,000円）
5 保健予防業務手当	専ら保健指導又は予防接種業務に従事する保健師又は看護師	保健師又は看護師が専ら保健指導又は予防接種業務に従事するとき	853千円	1日につき150円（1月の上限は3,000円）
6 医療業務手当	専ら医療業務に従事する看護師、検査技師、薬剤師等	看護師、検査技師、薬剤師等が専ら医療業務に従事するとき	115千円	1日につき150円（1月の上限は3,000円）
7 行旅死病人等取扱手当	(1) 行旅死亡人その他死体の処理作業に従事した職員	職員が行旅死亡人その他死体の処理作業に従事したとき	—	1回につき2,000円
	(2) 結核患者又は精神疾患を有する者の移送に従事した職員	職員が結核患者又は精神疾患を有する者の移送に従事したとき	—	1回につき500円
8 建築主事手当	建築確認に関する事務に従事する建築主事	建築主事が建築確認に関する事務に従事したとき	69千円	1日につき150円（1月の上限は3,000円）
9 防疫等作業手当	規則で定める救護防疫又は防除作業に従事した職員	職員が規則で定める救護、防疫又は防除作業に従事したとき	480千円	1日につき500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（４年度決算）	109,754千円
職員1人当たり平均支給年額（４年度決算）	162千円
支給実績（３年度決算）	129,404千円
職員1人当たり平均支給年額（３年度決算）	189千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（４年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（５年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（４年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（４年度決算）
扶 養 手 当	子 10,000 円 配偶者 6,500 円 配偶者以外の 扶養親族 6,500 円	同		78,920千円	254千円
住 居 手 当	借家の限度額 28,000 円	同		49,366千円	314千円
通 勤 手 当	交通機関利用者の 支給限度額 55,000 円 自家用車等利用者の 支給限度額 31,600 円	同		50,825千円	66千円
管理職手当	部 長 90,000 円 副部長 70,000 円 課 長 50,000 円 副参事 40,000 円 課長補佐 35,000 円	異		104,820千円	543千円

5 特別職の報酬等の状況（５年４月１日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市長 副市長	970,000円 770,000円		(参考) 類似団体における最高／最低額	
				1,073,000円／	884,000円 881,000円／ 708,000円
報 酬	議長 副議長 議員	500,000円		630,000円／	452,000円
		450,000円		550,000円／	390,000円
		400,000円		520,000円／	370,000円

期末手当	市長 副市長	(4年度支給割合) 3.30月分
	議長 副議長	(4年度支給割合) 3.30月分
退職手当	市長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 1年:5.5 2年:11.0 3年:16.5 4年:22.0 21,340,000円 任期満了後
	副市長	1年:3.1 2年:6.2 3年:9.3 4年:12.4 9,548,000円 任期満了後
	備考	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

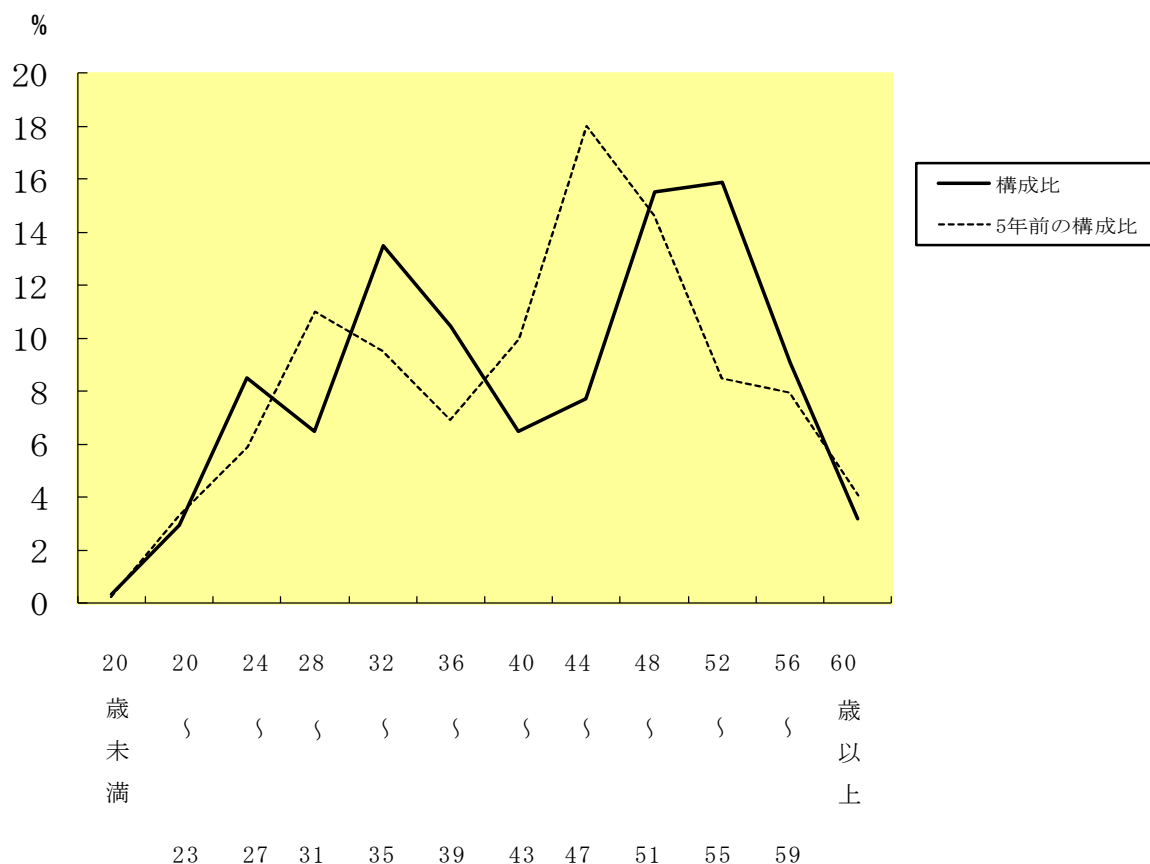
(各年４月１日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和４年	令和５年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	8	8	0	
		総 務	190	194	4	
		税 務	62	63	1	
		労 働	—	—	—	
		農 林 水 産	26	24	▲ 2	
		商 工	19	21	2	
		土 木	105	103	▲ 2	
民 生		206	213	7		
衛 生	72	63	▲ 9			
	計	688	689	1	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 48.88 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 51.27 人)	
教 育 部 門		92	107	15		
消 防 部 門		—	—	—		
	小 計	780	796	16	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 56.47 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 69.13 人)	
公 営 企 業 等 部 門	水 道	21	21	0		
	下 水 道	25	25	0		
	そ の 他	40	40	0		
	小 計	86	86	0		
合 計			866 [958]	882 [1,021]	16 [0]	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 62.57 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（5年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	26人	75人	57人	119人	92人	57人	68人	137人	140人	80人	28人	882人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部 門 別 \ 年 度	30 年	元 年	2 年	3 年	4 年	5 年	過去 5 年間の増減数（率）
一般行政	675	674	664	667	688	689	14(2.1%)
教育	106	106	90	88	92	107	1(0.9%)
普通会計計	781	780	754	755	780	796	15(1.9%)
公営企業等会計計	101	100	99	95	86	86	▲15(▲14.9%)
総合計	882	880	853	850	866	882	0(0.0%)

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	千円 2,211,756	千円 328,121	千円 102,137	% 4.6	% 5.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 31,017 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町 村平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 22	千円 80,771	千円 18,642	千円 30,993	千円 130,406	千円 5,928	千円 6,018

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
古 河 市	48.3歳	326,657円	644,267円
団 体 平 均	45.7歳	335,310円	500,619円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

4 職員の手当の状況（1）に同じ。ただし、1人当たりの平均支給額は1,445千円です。

イ 退職手当（5年4月1日現在）

4 職員の手当の状況（2）に同じ。

ウ 地域手当（5年4月1日現在）

4 職員の手当の状況（3）に同じ。ただし、1人当たりの平均支給額は249千円です。

エ 特殊勤務手当（５年４月１日現在）

平成２０年度に特殊勤務手当は廃止されました。

オ 時間外勤務手当

支給実績（４年度決算）	4,206千円
職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）	263千円
支給実績（３年度決算）	1,941千円
職員１人当たり平均支給年額（３年度決算）	121千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（４年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（５年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（４年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（４年度決算）
扶養手当	子 10,000 円 配偶者 6,500 円 配偶者以外の 扶養親族 6,500 円	同		3,602千円	277千円
住居手当	借家の限度額 28,000 円	同		1,122千円	281千円
通勤手当	交通機関利用者の 支給限度額 55,000 円 自家用車等利用者の 支給限度額 31,600 円	同		1,442千円	76千円
管理職手当	部長 90,000 円 副部長 70,000 円 課長 50,000 円 副参事 40,000 円 課長補佐 35,000 円	同		3,000千円	600千円